

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和７年１０月改正)

新	旧
1 から 2 (1) (略) (2) モデル工事 (現場閉所型) 1) モデル工事 (現場閉所型) 対象期間において、<u> </u> 現場閉所 (現場休息) <u>による週休 2 日</u> に取り組む方式をいう。 2) 週休 2 日 <u>①完全週休 2 日 (土日)</u> <u>対象期間において、全ての週 (土曜日から金曜日まで</u> <u>の 7 日間とする。以下同じ。) で原則として土曜日及び日</u> <u>曜日を現場閉所 (現場休息) 日に指定し、2 日以上の現場</u> <u>閉所 (現場休息) (現場閉所 (現場休息) 日数の割合 (以</u> <u>下、「現場閉所 (現場休息) 率」という。) が、28.5%</u> <u>(2 日 / 7 日)) を達成したと認められる状態をいう。た</u> <u>だし、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、</u> <u>当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所</u> <u>(現場休息) を行っていれば、達成しているとみなす。</u> <u>また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされ</u> <u>ている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に</u> <u>代わる曜日を現場閉所日 (現場休息日) に指定するもの</u> <u>とする。完全週休 2 日 (土日) に取り組む場合は、同一の</u> <u>週内において変更するものとする。</u> <u>なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数に</u> <u>は現場閉所の日数を含む。</u>	1 から 2 (1) (略) (2) モデル工事 (現場閉所型) 1) モデル工事 (現場閉所型) 対象期間において、<u>4 週 8 休以上の現場閉所 (現場休息)</u> <u> </u> に取り組む方式をいう。 2) 週休 2 日 ① (新設)

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和７年１０月改正)

新	旧
②月単位の週休２日 対象期間において、全ての月で４週８休（<u> </u> <u> </u>現場閉所（現場休息）率 <u> </u>が、２８．５％（８日／２８日）以上を達成したと認められる状態をいう。 なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。 ③通期の週休２日 対象期間において、４週８休（現場閉所（現場休息）率が、２８．５<u>％</u>（８日／２８日）以上を達成したと認められる状態をいう。 ３）から６）（略） ７）（削除） （３）モデル工事（交替制） １）モデル工事（交替制） 対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら<u> </u><u>週休２日</u>に取り組む方式をいう。 ２）週休２日 ①<u>完全週休２日</u> <u>対象期間において、全ての週で対象者の平均休日数の</u>	①月単位の週休２日 対象期間において、全ての月で４週８休（<u>現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）</u>が、２８．５％（８日／２８日）以上を達成したと認められる状態をいう。 なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。 ②通期の週休２日 対象期間において、４週８休（現場閉所（現場休息）率が、２８．５<u> </u>（８日／２８日）以上を達成したと認められる状態をいう。 ３）から６）（略） ７）<u>現場閉所（現場休息）率</u> <u>現場閉所（現場休息）率＝対象期間内の現場閉所（現場休息）日数÷対象期間の日数</u> （３）モデル工事（交替制） １）モデル工事（交替制） 対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら<u>４週８休以上の休日確保</u>に取り組む方式をいう。 ２）週休２日 ①（新設）

川口市建築工事における「週休2日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和7年10月改正)

新	旧
<u>割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（2日／7日）以上を達成したと認められる状態をいう。</u> ②月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で_____対象者の____<u>休日率</u>_____が、28.5%（8日／28日）<u>以上を達成したと認められる状態をいう。</u> ③通期の週休2日 対象期間において、_____<u>対象者の</u>休日率が、28.5%（8日／28日）<u>以上を達成したと認められる状態をいう。</u> 3) から5) (略) 6)・7) (削除)	①月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で<u>4週8休</u>（対象者の<u>平均休日数の割合</u>（以下、「<u>平均休日率</u>」という。）が、28.5%（8日／28日）<u>以上を達成したと認められる状態をいう。</u> ②通期の週休2日 対象期間において、<u>4週8休</u>（<u>平均休日率</u>が、28.5%（8日／28日）<u>以上を達成したと認められる状態をいう。</u> 3) から5) (略) <u>6) 休日率</u> <u>休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数</u> <u>7) 平均休日率</u> <u>平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数</u>
3 現場閉所（現場休息）日及び休日等の留意事項 (1) 天候不良等による振替 降雨、降雪等の天候の影響その他発注者がやむを得ないと認める予定外の現場閉所（現場休息）又は休日は、現場閉所（現場休息）の日又は休日を含めることができるものとし、確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員	3 現場閉所（現場休息）日及び休日等の留意事項 (1) 天候不良等による振替 降雨、降雪等の天候の影響その他発注者がやむを得ないと認める予定外の現場閉所（現場休息）又は休日は、現場閉所（現場休息）の日又は休日を含めることができるものとし、確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和７年１０月改正)

新	旧
に報告するものとする。 また、地元対応等でやむを得ず、予定していた現場閉所（現場休息）の日又は休日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後７日以内に振替の日を設定するものとする。なお、月を跨いだ前後７日以内の振替日を設定した場合、月単位の週休２日における現場閉所（現場休息）率や休日率を算出する際には特に考慮するものとする。 ＜特に考慮する例＞ 令和６年８月３１日（土曜日）は現場閉所（<u>現場休息</u>）の予定であったが、地元対応等でやむを得ず作業が生じ、令和６年９月２日（月曜日）を振替の日として、設定した。 上記に伴い、<u>８月単位</u>での週休２日が満たされない場合は、やむを得ない事由や作業日の前後７日以内に振替の日に設定していることに考慮し、<u>８月単位</u>での週休２日は満たされているものとみなす。なお、この場合における９月２日（月曜日）は、<u>９月単位</u>での週休２日において、作業日とみなす。 （２）暦上の達成状況の考慮 現場閉所（現場休息）率又は休日率を算出する際に、暦上の土曜日 <u>及び</u> 日曜日の <u>現場</u> 閉所（<u>現場</u> 休息）又は休日の確保では、４週８休（２８．５％）に満たない月において、その月の土曜日 <u>及び</u> 日曜日の合計日数以上に <u>現場</u> 閉所（<u>現場</u> 休息）又は休日の確保を行っている場合は、４週８休（２８．５％） <u>以上</u> を達成しているものとみなす。なお、通期の週休２日にお	に報告するものとする。 また、地元対応等でやむを得ず、予定していた現場閉所（現場休息）の日又は休日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後７日以内に振替の日を設定するものとする。なお、月を跨いだ前後７日以内の振替日を設定した場合、月単位の週休２日における現場閉所（現場休息）率や休日率を算出する際には特に考慮するものとする。 ＜特に考慮する例＞ 令和６年８月３１日（土曜日）は現場閉所_____の予定であったが、地元対応等でやむを得ず作業が生じ、令和６年９月２日（月曜日）を振替の日として、設定した。 上記に伴い、<u>８月単位</u>での週休２日が満たされない場合は、やむを得ない事由や作業日の前後７日以内に振替の日に設定していることに考慮し、<u>８月単位</u>での週休２日は満たされているものとみなす。なお、この場合における９月２日（月曜日）は、<u>９月単位</u>での週休２日において、作業日とみなす。 （２）暦上の達成状況の考慮 現場閉所（現場休息）率又は休日率を算出する際に、暦上の土曜日・__日曜日の__閉所（__休息）又は休日の確保では、４週８休（２８．５％）に満たない月において、その月の土曜日・__日曜日の合計日数以上に__閉所（__休息）又は休日の確保を行っている場合は、４週８休（２８．５％）_ __を達成しているものとみなす。なお、通期の週休２日にお

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和７年１０月改正)

新	旧
いても同様の取扱いとする。 <u>また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に４週８休（２８．５％）以上を達成しているとみなす。</u>	いても同様の取扱いとする。 _____ _____ _____ _____
４ 対象期間外とする期間 年末年始休暇６日間（原則として、１２月２９日～１月３日）、夏季休暇３日間（原則として、８月１３日～１５日）、工場製作のみの期間、工事<u>全体を一時中止している</u>期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、<u>受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など</u>は対象期間に含まない。 やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限度の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。	４ 対象期間外とする期間 年末年始休暇６日間（原則として、１２月２９日～１月３日）、夏季休暇３日間（原則として、８月１３日～１５日）、工場製作のみの期間、工事_____一時中止_____期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、<u>（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）</u>は対象期間に含まない。 やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限度の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。
５ (略)	５ (略)
６ 発注方式 モデル工事（現場閉所型）_____を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交替制）とすることができる。 モデル工事（交替制）と_____した場合において、受注者がモ	６ 発注方式 モデル工事（現場閉所型）<u>による発注</u>を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交替制）とすることができる。 モデル工事（交替制）と<u>して発注</u>した場合において、受注者がモ

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 （令和７年１０月改正）

新	旧
デル工事（現場閉所型）を希望するときは、工事着手前に受発注者間で協議し、モデル工事（現場閉所型）に変更ができるものとする。 ＜現場閉所が困難な工事の例＞ ・ 竣工時期や作業時間に制約が大きい工事 <u>また、次の①、②のいずれかによる方式を指定するものとする。</u> <u>なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。</u> <u>① 完全週休２日Ⅰ型</u> <u>モデル工事（現場閉所型）：「月単位の週休２日」の確保を必須として「完全週休２日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議する方式</u> <u>モデル工事（交替制）：「月単位の週休２日」の確保を必須として「完全週休２日」に取り組む旨を発注者と協議する方式</u> <u>② 完全週休２日Ⅱ型</u> <u>モデル工事（現場閉所型）：「通期の週休２日」の確保を必須として「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」に取り組む旨を発注者と協議する方式</u> <u>モデル工事（交替制）：「通期の週休２日」の確保を必須と</u>	デル工事（現場閉所型）を希望するときは、工事着手前に受発注者間で協議し、モデル工事（現場閉所型）に変更ができるものとする。 ＜現場閉所が困難な工事の例＞ ・ 竣工時期や作業時間に制約が大きい工事 ① ・ ② （新設）

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和７年１０月改正)

新	旧
<u>して「完全週休２日」又は「月単位の週休２日」に取り組む旨を発注者と協議する方式</u> 7 積算方法等 (1) 補正方法 モデル工事において、以下の現場閉所（現場休息）又は休日の状況に応じた補正係数により労務費（設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）<u>及び現場管理費</u>を補正する。 <u>① 完全週休２日（土日）又は完全週休２日適用工事</u> <u>労務費 1. 0 2</u> <u>現場管理費 1. 0 1</u> <u>② 月単位の週休２日適用工事</u> <u>労務費 1. 0 2</u> 1) 複合単価 複合単価の労務単価は公共工事設計労務単価に<u>上記</u>の①又は②の補正係数を乗じて補正する。 なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。 ①・② (削除)	7 積算方法等 (1) 補正方法 モデル工事において、以下の現場閉所（現場休息）又は休日の状況に応じた補正係数により労務費（設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）<u> </u>を補正する。 ① ・② (新設) 1) 複合単価 複合単価の労務単価は公共工事設計労務単価に<u>以下</u>の①又は②の補正係数を乗じて補正する。 なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。 <u>① 月単位の週休２日（現場閉所（現場休息）率２８．５％（８日／２８日）以上）</u> <u>1. 0 4</u>

川口市建築工事における「週休2日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和7年10月改正)

新	旧
2) 市場単価、<u>補正市場単価</u>及び物価資料の掲載価格 市場単価及び補正市場単価は表A、表E、表Mの補正率を用いた以下の式により補正する。 式 (略) (2) 積算及び変更方法 <u>1) モデル工事 (現場閉所型)</u> <u>① 完全週休2日I型</u> 「<u>完全週休2日 (土日)</u>」の達成を前提に、<u> (1) </u> ① <u> </u>及び表A、表E、表M <u> </u> の補正率 <u> </u>により労務費<u>及び現場管理費</u>を補正し工事費を積算して設計金額を作成する。 現場閉所 (現場休息) 率の達成状況を確認後、「<u>完全週休2日 (土日)</u>」が<u>未達成</u>の場合は、補正係数 <u> (1) </u> ② <u> </u>及び <u> </u>表A、表E、表M <u> </u>の補正率 <u> </u>に変更し、「<u>月単位の週休2日</u>」が<u>未達成</u>の場合は、補正係数を除し、「<u>請負代金額のうち当該補正分を減額して</u>」変更契約を行うものとする。 <u>また、工事着手前に受注者が「完全週休2日 (土日)」の取組を希望しない場合 (「完全週休2日 (土日)」の取組</u>	<u>② 通期の週休2日 (現場閉所 (現場休息) 率28.5% (8日/28日) 以上)</u> <u>1.02</u> 2) 市場単価 <u> </u>及び物価資料の掲載価格 市場単価及び補正市場単価は表A、表E、表Mの補正率を用いた以下の式により補正する。 式 (略) (2) 積算及び変更方法 <u>① モデル工事 (現場閉所型)</u> <u> </u> <u>4週8休以上</u> <u> </u>を前提に、「<u>(1) 1)</u> ① <u> </u>」及び「<u>表A、表E、表Mの月単位の週休2日促進工事の補正率</u>」により労務費 <u> </u>を補正し工事費を積算して設計金額を作成する。 現場閉所 (現場休息) 率の達成状況を確認後、<u>月単位の週休2日に満たない</u> <u> </u>場合は、補正係数を「<u>(1) 1)</u> ② <u> </u>」及び「<u>表A、表E、表Mの通期の週休2日促進工事の補正率</u>」に変更し、<u>通期の週休2日に満たない</u> <u> </u>場合は、補正係数を除した <u> </u> <u> </u>変更契約を行うものとする。 <u> </u> <u> </u>

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和７年１０月改正)

新	旧
<u>の協議が整わなかった場合を含む。)については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を(1)②に変更するものとする。</u> <u>② 完全週休2日Ⅱ型</u> <u>「完全週休2日(土日)」の達成を前提に、(1)①及び表A、表E、表Mの補正率により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して設計金額を作成する。</u> <u>現場閉所(現場休息)率を確認し、「完全週休2日(土日)」が未達成の場合は、補正係数(1)②及び表A、表E、表Mの補正率に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。</u> <u>また、工事着手前に受注者が「完全週休2日(土日)」又は「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合(「完全週休2日(土日)」又は「月単位の週休2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。)については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を(1)②に変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。</u> <u>2) モデル工事(交替制)</u> <u>①完全週休2日Ⅰ型</u> <u>「完全週休2日(土日)」の達成を前提に、(1)①及び表A、表E、表Mの</u>	_____ _____ _____ ② (新設) _____ _____ _____ ② モデル工事(交替制) _____ 4週8休以上 _____を前提に、「(1) ①」及び「表A、表E、表Mの月単位の週休2日促進工事

川口市建築工事における「週休2日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和7年10月改正)

新	旧
<u>補正率</u>により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して設計金額を作成する。 <u>休日率の達成状況を確認後、「完全週休2日」が未達成の場合は、補正係数を(1)②及び表A、表E、表Mの補正率に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち当該補正分を減額して変更契約を行うものとする。</u> <u>また、工事着手前に受注者が「完全週休2日」の取組を希望しない場合（「完全週休2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を(1)②に変更するものとする。</u> <u>②完全週休2日Ⅱ型</u> <u>「完全週休2日」の達成を前提に、(1)①及び表A、表E、表Mの補正率により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して設計金額を作成する。</u> <u>休日率を確認し、「完全週休2日」が未達成の場合は、補正係数を(1)②及び表A、表E、表Mの補正率に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。</u> <u>また、工事着手前に受注者が「完全週休2日」又は「月</u>	<u>の補正率</u>により労務費を補正し工事費を積算して設計金額を作成する。 <u>平均休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、補正係数を「(1)①②」及び「表A、表E、表Mの通期の週休2日促進工事の補正率」に変更し、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した</u> <u>変更契約を行うものとする。</u> ② (新設)

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和７年１０月改正)

新	旧
<u>単位の週休２日」の取組を希望しない場合（「完全週休２日」又は「月単位の週休２日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を（１）②に変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。</u> 【減額変更の計算方式】 (削除)	<u>【減額変更の計算方式】（すべて税抜き価格で計算する。）</u> <u>減額変更後の請負契約額</u> <u>＝当初請負契約額×（達成状況に応じた補正係数の設計金額÷「（１）１）①」及び「表Ａ、表Ｅ、表Ｍの月単位の週休２日促進工事の補正率」により算定した設計金額）</u>
８ (略)	８ (略)
９ 実施方法等 (１) 週休２日の確認方法 週休２日の状況の確認にあたっては、新たな書類作成等により、受注者の事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。 ① 工事着手前 ・受注者は、週休２日を前提とした工程表等を提出する。 ・監督員は、受注者から提出された工程表等により、週休２日が確保されていることを確認する。	９ 実施方法等 (１) 週休２日の確認方法 週休２日の状況の確認にあたっては、新たな書類作成等により、受注者の事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。 ① 工事着手前 ・受注者は、週休２日を前提とした工程表等を提出する。 ・監督員は、受注者から提出された工程表等により、週休２日が確保されていることを確認する。

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和７年１０月改正)

新	旧
・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう<u>現場閉所（現場休息）</u>の予定日を調整したうえで工程表等を作成する。 ②から④ (略) (２) 適正な工期の確保 <u>「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」</u>等に基づき、<u>後工程へのしわ寄せ及び</u>全体工期の<u>遅延が生じ</u>ないよう<u>に、設備工事等の後工程の</u>適正な施工期間<u>や設備の総合試運転調整等に必要な期間</u>を確保するなど適正な工期を設定する。また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮すること。 １０ (略) <u>附則</u> <u>この要領は、令和７年１０月１日から施行する。</u> <u>ただし、令和７年９月以前の単価を使用して積算した工事は、従前の試行要領を適用することとする。</u> 表Ａ 建築工事の補正率 (※新旧対象表上では省略) 表Ｅ 電気設備工事の補正率 (※新旧対象表上では省略)	・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう_____現場休息_____の予定日を調整したうえで工程表等を作成する。 ②から④ (略) (２) 適正な工期の確保 ____公共建築工事における工期設定の基本的考え方____等に基づき、_____全体工期のしわ寄せが____ないよう____設備工事____の_____適正な施工期間_____を確保するなど適正な工期を設定する。また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮すること。 １０ (略)

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和７年１０月改正)

新	旧
表M 機械設備工事の補正率 (※新旧対象表上では省略)	

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和７年１０月改正)

新

別紙 1

入札公告 別表

特記事項	本工事は、川口市建築工事における「週休 2 日制モデル工事」 試行要領（令和 7 年 1 0 月版）の「週休 2 日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。
------	---

※発注方式により、「現場閉所型（完全週休 2 日 I 型）」、「現場閉所型（完全週休 2 日 II 型）」、「交替制（完全週休 2 日 I 型）」もしくは「交替制（完全週休 2 日 II 型）」を記入する

指名通知書

週休 2 日制モデル工事
本工事は、川口市建築工事における「週休 2 日制モデル工事」 試行要領（令和 7 年 1 0 月版）の「週休 2 日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。

※発注方式により、「現場閉所型（完全週休 2 日 I 型）」、「現場閉所型（完全週休 2 日 II 型）」、「交替制（完全週休 2 日 I 型）」もしくは「交替制（完全週休 2 日 II 型）」を記入する

旧

別紙 1

入札公告 別表

特記事項	本工事は、川口市建築工事における「週休 2 日制モデル工事」 試行要領（令和 6 年 1 0 月版）の「週休 2 日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。
------	---

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する

指名通知書

週休 2 日制モデル工事
本工事は、川口市建築工事における「週休 2 日制モデル工事」 試行要領（令和 6 年 1 0 月版）の「週休 2 日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和７年１０月改正)

新	旧
別紙２	別紙２
川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」特記仕様書 １ 週休２日制モデル工事 （１）本工事は、川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（令和<u>７</u>年１０月版）の「週休２日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。 試行の実施は、川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（令和<u>７</u>年１０月版）によるものとする。試行要領は、川口市ホームページで確認すること。	川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」特記仕様書 １ 週休２日制モデル工事 （１）本工事は、川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（令和<u>６</u>年１０月版）の「週休２日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。 試行の実施は、川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（令和<u>６</u>年１０月版）によるものとする。試行要領は、川口市ホームページで確認すること。
※発注方式により、「現場閉所型（<u>完全週休２日Ⅰ型</u>）」、「<u>現場閉所型（完全週休２日Ⅱ型）</u>」、「<u>交替制（完全週休２日Ⅰ型）</u>」もしくは「<u>交替制（完全週休２日Ⅱ型）</u>」を記入する	※発注方式により、「現場閉所型_____」 _____ もしくは「交替制_____」 _____ _____を記入する